

第3次大町町男女共同参画計画

大町町 DV 被害者支援基本計画

令和8年 3 月

大 町 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. SDGsへの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 計画の内容

- 基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 重点課題（1）人権尊重と男女平等意識の啓発・・・・・・・・・・ 5
 - 重点課題（2）男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上・・ 9
 - 重点課題（3）政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進・・ 9
 - 重点課題（4）国際協調のもとでの男女共同参画の推進・・・・・・・・ 10
- 基本目標2. 教育の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・ 12
- 重点課題（1）幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進・・ 12
 - 重点課題（2）社会教育における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 13
- 基本目標3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 14
- 重点課題（1）家事・子育て・介護などにおける固定的役割分担意識の
解消と支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 重点課題（2）多様な形態の家庭への支援・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 重点課題（3）家庭内における暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・ 18

基本目標4. 就労の場における男女共同参画の推進	19
重点課題(1) 農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進	19
重点課題(2) 男女がともに働きやすい環境づくり	20
重点課題(3) 職場における暴力の根絶	23
基本目標5. 地域社会における男女共同参画の推進	23
重点課題(1) 性別における固定的役割分担意識の解消	23
重点課題(2) 地域活動における男女共同参画の推進	25
基本目標6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり	28
重点課題(1) 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	28
重点課題(2) 安心・安全な環境づくり	29
重点課題(3) 生涯を通じた健康づくり	30
重点課題(4) 困難な問題を抱える女性への支援	32
付属資料(用語解説)	33
大町町DV被害者支援基本計画	36

第1章 計画策定にあたって

1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画[※]する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

この理念を実現するために、我が国では1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2. 計画策定の趣旨

いま、私たちの社会は少子高齢化や働き方の変化など、大きな転換期にあります。日本の男女格差は、世界の中でも政治や経済の分野で遅れが目立っており、改善が急がれています。最近では、男性の育児参画が進み始めるなど明るい兆しもありますが、一方で女性への家事負担の偏りや、家庭内での暴力（DV）といった深刻な悩みも後を絶ちません。

本町では、男女共同参画社会の実現のため、平成21年度に「第1次」、令和2年度に「第2次」大町町男女共同参画計画（大町町DV被害者支援基本計画）を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っています。

このような状況を踏まえ、これまでの成果と新たな社会的課題を反映し、男女共同参画社会の視点を踏まえた取り組みをさらに充実させるため、「第3次大町町男女共同参画計画（大町町DV被害者支援基本計画）」を策定するものです。

なお、本計画の策定にあたり、2025（令和7）年7月に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果を基礎データとして活用しています。

3. 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法※）」第 6 条第 2 項、2024（令和 6）年 4 月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法※）」第 8 条第 3 項のそれぞれに定める市町村基本計画としても位置づけています。

さらに、計画の策定にあたっては、町の最上位計画である大町町総合計画をはじめ、他の関連計画及び国・県の関連計画との調合を図ります。

4. 計画の期間

この計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 か年とします。

ただし、社会情勢の変化や国・県の男女共同参画関連の制度改正などを考慮しながら必要に応じ、計画の見直しを行います。

5. SDGs への取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「2030 年までの国際目標」です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットからなり、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

持続可能な社会の実現には、その基盤として人権の尊重とジェンダー平等の達成が不可欠です。本計画では、女性や少女のエンパワーメント※とジェンダー平等の実現を、あらゆる分野の施策を推進する上での根底に据えています。

大町町においても、この世界規模の目標を踏まえ、本計画を通じて SDGs の実現に取り組めます。性別にかかわらず、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会をつくることは、持続可能な地域づくりそのものです。本計画の推進により、みんなが笑顔で暮らせる未来を目指します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

女性も男性もお互いが人権を尊重し、認め合い、支え合いながら、社会を構成する対等なパートナーとして、自らの意志でコミュニティ社会のあらゆる分野・活動に参加する機会が確保され、それぞれの個性や能力を十分に発揮でき、男女が人として輝いて生きることができる男女共同参画のまちづくりを目指します。

おたがい

男女の目線を合わせて共に築こう豊かなまちづくり

和衷協同～心を一つに～

和衷とは心を同じくすること、協同とは力を合わせて物事を行うことであり、この言葉のように男女共同参画社会の実現のためには、お互いの心を同じくしてともに力を合わせ、ものごとに取り組みながらも、個々の力を発揮していくことが大切です。

2. 計画の基本目標

本計画の柱となる視点として、「人権」「平等」「教育」「家庭」「職場」「地域社会」などに分けるとともに、国が定める男女共同参画社会基本法及び本計画の理念に基づき、次の6つを基本目標に掲げて施策を立案し、推進します。

基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立

基本目標2. 教育の場における男女共同参画の推進

基本目標3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進

基本目標4. 就労の場における男女共同参画の推進

基本目標5. 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

基本目標	重点課題
1. 人権尊重と 男女平等意識の確立	(1)人権尊重と男女平等意識の啓発 (2)男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※の向上 (3)政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進 (4)国際協調のもとでの男女共同参画の推進
2. 教育の場における 男女共同参画の推進	(1)幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進 (2)社会教育における男女共同参画の推進
3. 家庭生活の場における 男女共同参画の推進	(1)家事・子育て・介護などにおける固定的性別役割分担意識※ の解消と支援の充実 (2)多様な形態の家庭への支援 (3)家庭内暴力の根絶
4. 就労の場における 男女共同参画の推進	(1)農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進 (2)男女が共に働きやすい環境づくり (3)職場における暴力の追放
5. 地域社会における 男女共同参画の推進	(1)性別による固定的役割分担意識の解消 (2)地域活動における男女共同参画の推進
6. 健康で安心・安全に暮 らせる男女共同参画の まちづくり	(1)高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり (2)安心・安全な環境づくり (3)生涯を通じた健康づくり (4)困難な問題を抱える女性への支援

第3章 計画の内容

基本目標1. 人権尊重と男女平等意識の確立

重点課題(1) 人権尊重と男女平等意識の啓発

(現状と課題)

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。

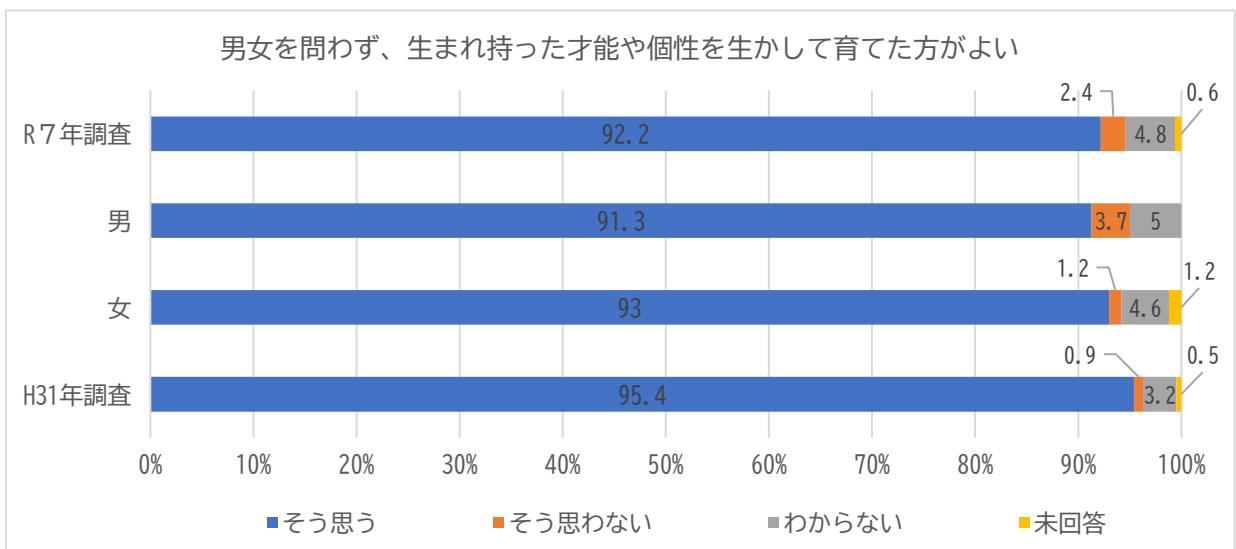
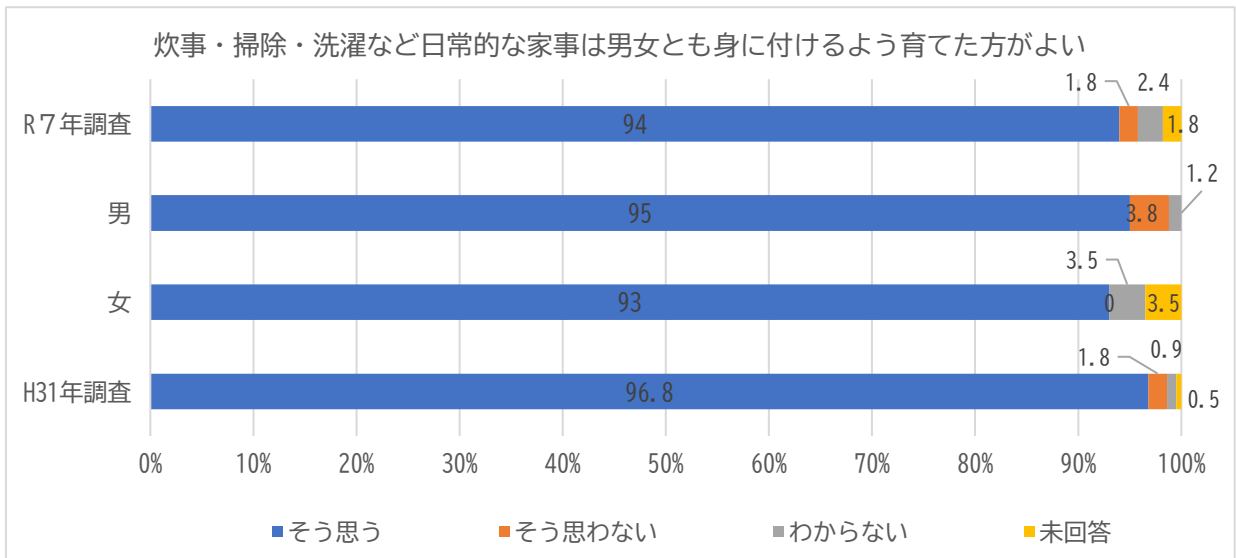
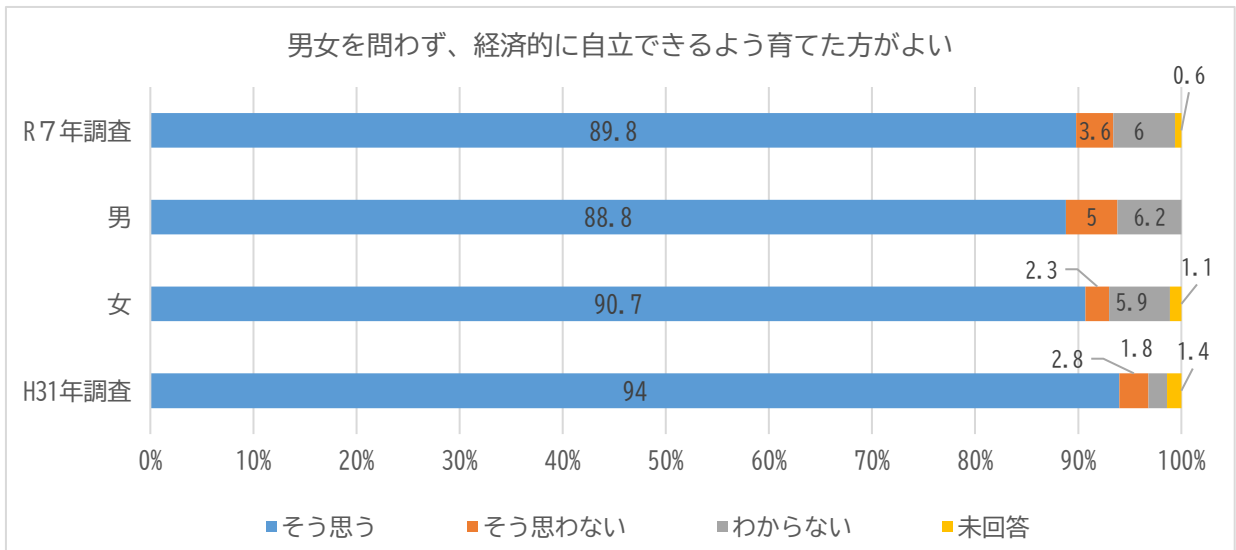
近年、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など、法律や制度の面での充実が図られる一方で、人々の意識の中には依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識や、社会通念や慣習の中に潜むアンコンシャス・バイアス※（無意識の思い込み）が根強く残っています。

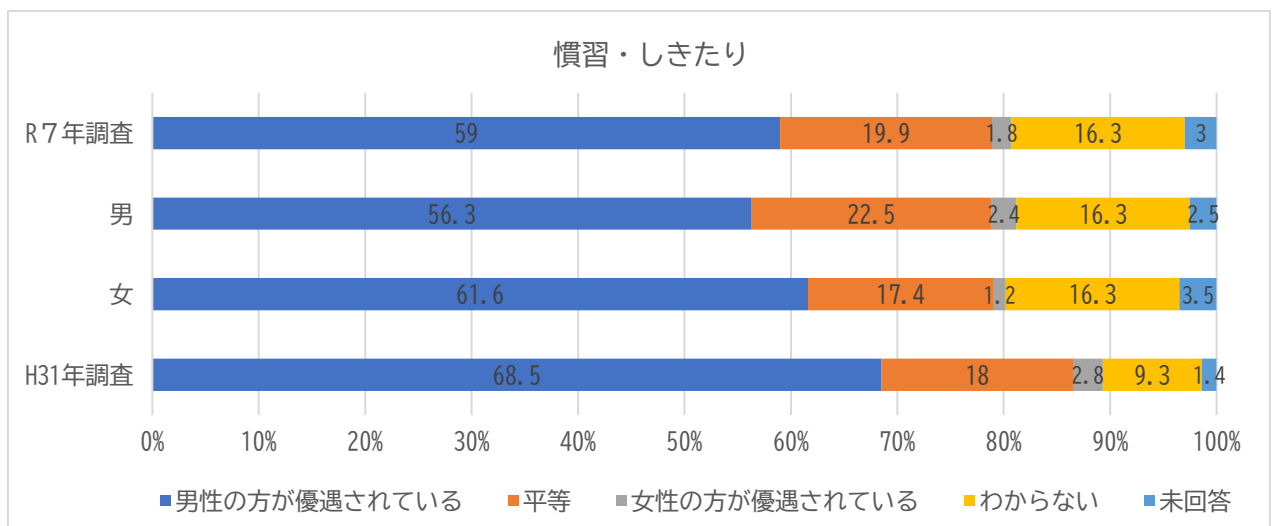
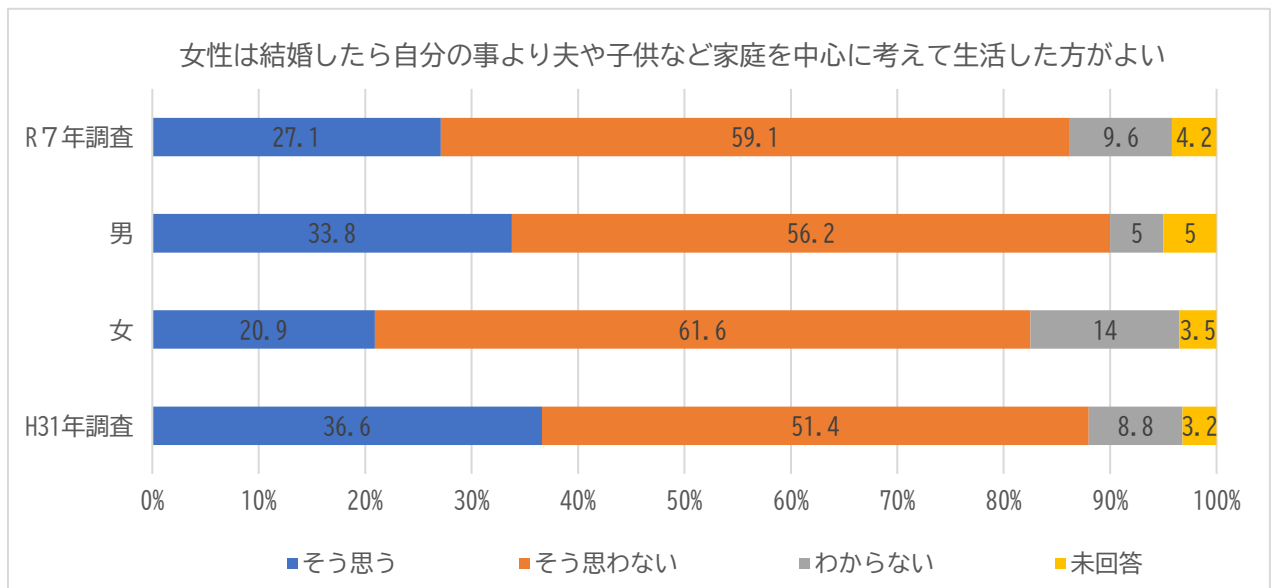
町民アンケートによる意識調査においては、「男女を問わず経済的に自立できるよう育てた方がよい」や「炊事・掃除・洗濯など日常的な家事は男女とも身に付けるよう育てた方がよい」「男女を問わず、生まれ持った才能や個性を生かして育てた方がよい」などの考え方に対する肯定意見が男女ともおおむね9割以上を占めていますが、「女性は結婚したら自分自身のことより、夫や子どもなど家庭を中心に考えて生活した方がよい」との考え方においては、男女とも僅かではあります。否定的意見（そう思わない）が上回り以前と比べると少し考え方が変わってきているようです。また、男女の地位の平等感に関する項目においては、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、「男性の方が優遇されている」という考え方が男女とも半数以上を占めており、依然としてジェンダー※（社会的文化的につくり上げられた性）に基づく偏見や固定的な性別役割分担意識が見受けられます。

今後は、「男らしさ」「女らしさ」といった枠組みにとらわれるのではなく、SOGI※（性的指向・性自認）を含む多様なあり方を尊重し、一人ひとりが「自分らしく」生きられる社会を目指す必要があります。性別による役割の固定化を見つめなおし、対等なパートナーとして責任と喜びを分かち合えるよう、全世代に向けた継続的な意識改革が必要です。

具体的施策	主管課
<p>1. 男女の人権を尊重した表現の浸透</p> <p>①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等において、男女の役割の固定化や不平等に繋がる表現等に十分配慮し、男女平等と人権尊重の視点に立った表現に努めます。</p>	企画政策課
<p>2. 相談窓口の周知徹底</p> <p>①現在行われている人権相談、無料法律相談等の開催日時等を一人でも多くの人々の目に触れるように町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用して、更なる周知徹底を図ります。</p>	関係各課
<p>3. 広報・啓発活動の推進</p> <p>①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用した男女共同参画に関する情報の提供に努めます。また、学校や公民館図書室に人権及び男女共同参画関連の書籍等を充実させ、啓発を図ります。</p> <p>②広報・啓発活動などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、性の多様性にも配慮した、わかりやすい表現に努めます。</p>	企画政策課 教育委員会 関係各課
<p>4. 町職員研修会の実施</p> <p>①行政においては、男女共同参画推進の模範となることが期待されており、町職員に対し、男女共同参画の理解を深め意識改革を図るため、職員研修を実施します。</p>	企画政策課
<p>5. 講演会・講座などの開催及び情報提供の推進</p> <p>①男女共同参画に関する講演会・講座などを開催し、男女共同参画の意識の啓発を図ります。また、町が開催する講演会・講座に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、学習機会の周知に努めます。</p> <p>②女性のエンパワーメントのための学習機会や情報を提供します。</p>	企画政策課 関係各課
<p>6. 社会制度・慣行の見直しと意識づくり</p> <p>①家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女が社会の一員として相互理解と、それぞれの性的・精神的個性も認め合いながら、対等な立場で意思表示や意思決定をし、自らの責任を果たせるよう、意識の啓発に努めます。</p>	企画政策課

【男女共同参画に関するアンケート（令和7年7月実施）】





重点課題（2） 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

（現状と課題）

私たちは日々、インターネットやSNSから膨大な情報を受け取っています。しかし、その中には、固定的性別役割分担意識に偏った表現や、性の商品化※、暴力表現といった人権に対する配慮を欠いた表現も見受けられます。メディアがジェンダーを生みだし、それを固定化する大きな一要因となっているのも事実です。

また、SNSでは自分の好きな情報ばかりが集まりやすいため、無意識のうちに考え方が偏ってしまう危険性もあります。

誰もが簡単に情報を発信できる時代だからこそ、流れてくる情報を鵜呑みにせず、「これは誰かを傷つけていないか」「偏った見方ではないか」と一歩立ち止まって考える力（メディア・リテラシー）を身につけることが重要な課題となっています。

具体的施策	主管課
1. メディア・リテラシーの情報提供と推進 ①インターネットやSNSなどの利用時に、トラブルに巻き込まれないよう、安全な利活用の情報や学習機会の提供等を通して、メディア・リテラシーに関する啓発を行い、町民の関心を高めます。また、高度情報化に対応しながら、男女平等の人権の視点に立ち、適正なメディアの利活用のための学習機会の充実に努めます。	企画政策課 教育委員会

重点課題（3） 政策等の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

（現状と課題）

社会のあらゆる分野で男女が対等に活躍するためには、政策の立案や意思決定の場に多様な視点が反映されることが不可欠です。

本町の状況を見ると、審議会等への女性参画は32.4%と進展が見られる一方で、行政運営に深く関わる委員会の女性割合は15.0%にとどまり、女性の自治会長も不在（令和7年4月現在）という大きな偏りがあります。

令和7年に実施した町民アンケートによる意識調査においては、男女がともに家事、子育て、介護、地域活動などのあらゆる場面に積極的に参加していくために必要なこととして、「職場において家庭生活や地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる」「労働時間の短縮や休暇を取りやすくすることで仕事以外の時間を多く持てるようにする」の必要性が上位を占めています。

これらのことから、職場や地域、行政等あらゆる分野での女性の意識を高めるとともに、それぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりや、政策等の立案及び決定過程への女性の積極的な参画を進めていくことが必要です。

政策等の立案及び方針決定の場への女性の参画について、当町の目標指数を次のように定めます。

数値目標名	実績値 (H30年)	実績値 (R2年)	実績値 (R7年)	目標値 (R12年)
町の委員会等における女性委員の割合 (地方自治法第180条の5)	15.0%	15.0%	15.0%	45.0%
町の審議会等における女性委員の割合 (地方自治法第202条の3)	24.3%	36.3%	32.4%	45.0%

具体的施策	主管課
1. 審議会・委員会等への女性参画の推進 ①女性委員のいない審議会・委員会等を解消するとともに、委員改選時に女性参画を促進し、女性委員の割合を高めるよう、女性の積極的な参画に努めます。	関係各課
2. 積極的改善措置（ポジティブアクション）※の働きかけ ①職場における女性の採用拡大や、やる気のある女性の管理職への登用等、積極的改善措置の周知及び取り組みへの働きかけを行います。	関係各課
3. 女性の人材の育成 ①地域で活躍する女性の人材の育成に努め、各種審議会・委員会等への登用を進めます。	企画政策課

重点課題（4） 国際協調のもとでの男女共同参画の推進

（現状と課題）

男女共同参画社会の実現は、日本国内だけの課題ではなく、国際社会共通の目標です。SDGsにおいて、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられているだけでなく、ジェンダー平等をあらゆる政策に反映させ、すべての政策の立案・実施過程に男女共同参画の視点を取り入れること（ジェンダー主流化※）が国際的な連携のもとで進められています。

現在、世界では紛争やテロ、経済格差、気候変動など、人権を脅かす深刻な課題が絶えません。真の平和の確立には、あらゆる意思決定の場への女性の参画とジェンダー平等が不可欠です。日本においても、国際的なジェンダー平等の水準（ジェンダー・ギャップ指数）に照らし合わせ、諸外国の先進的な事例に学びながら、国内の課題を解決していく姿勢が求められています。

また、グローバル化の進展により、私たちの地域社会においても、国籍や文化的背景の異なる人々が共に暮らす「多文化共生」の重要性が増しています。性別による差別に加え、人種や民族、宗教、文化の違いを理由とした偏見をなくし、多様な価値観を認め合うことが大切です。

今後は、世界の情勢に広く関心を持ち、異文化への理解を深めるとともに、外国人住民を含むすべての人が、その能力を十分に発揮し、地域の一員として対等に参画できる環境づくりを推進していく必要があります。

具体的施策	主管課
<p>1. 国際的視野に立った男女共同参画の推進</p> <p>①男女共同参画に関する国際的な動きについての情報を収集し、町の施策に反映させ、その普及・啓発に努めます。</p> <p>②学校教育や社会教育を通じて、平和教育の一層の推進に努めます。</p> <p>2. 国際交流の推進</p> <p>①国や県が実施する国際交流事業や海外派遣事業等の情報を町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を通じて提供します。</p> <p>②ALTなどによる学習支援の充実を図ります。</p> <p>3. 多文化共生の視点に立った意識啓発</p> <p>①外国人住民が日本の男女共同参画の制度や、DV相談などの支援情報に確実にたどり着けるよう、多言語での情報発信に努めます。</p>	<p>関係各課</p> <p>教育委員会</p> <p>関係各課</p> <p>教育委員会</p> <p>関係各課</p>

基本目標 2. 教育の場における男女共同参画の推進

重点課題 (1) 幼児教育・学校教育における男女共同参画の推進

(現状と課題)

個人の生き方や価値観が多様化する現代において、性別に関わらず一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮できる社会をつくるためには、人間形成の基礎を築く幼児期・学童期からの教育が大変重要です。

学校教育の現場では、進路選択や係活動、校内習慣において、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に基づく「男子だから」「女子だから」といった固定観念を排除し、誰もが自分らしいキャリアを描くことができる環境づくりが求められています。

また、デジタルデバイスの普及により、子どもたちがインターネット上の過激な性情報や誤ったジェンダー像に触れる機会が急増しています。こうした環境変化を踏まえ、単なる知識としての性教育にとどまらず、自分の体と心、そして相手を尊重する「生命（いのち）の安全教育」や、心身の健康を支える「食育」を推進する必要があります。

子どもたちが互いの多様性を認め合い、自分の行動に責任を持ちながら、主体的に「自分らしい生き方」を選択できる力を育むために、家庭・地域・学校が連携した教育の充実を図ります。

具体的施策	主管課
<p>1. 男女共同参画の意識を高める幼児教育・学校教育の推進</p> <p>①幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にした教育の推進に努め、性別に偏らない教育の充実に努めます。</p> <p>②「人権・男女平等・平和」教育及び志^{こころざし}共^{きょう}育^{いく}※を推進し、お互いに協力し、認め合う意識の形成を図ります。</p> <p>③性教育を含め命の大切さや、自ら判断し望ましい行動がとれるよう児童・生徒の発達段階に応じて適正な教育を行います。また、食育の普及に努め、「いのち」と「食」の大切さの意識の啓発に努めます。</p> <p>④性別にとらわれず、能力や適性で主体的に進路選択できるなど、社会人としての自立を目指したキャリア教育を推進します。</p>	<p>子育て・健康課 教育委員会</p> <p>関係各課</p> <p>教育委員会</p> <p>教育委員会</p>
<p>2. 教育関係者や保護者への男女共同参画教育と意識啓発の推進</p> <p>①男女共同参画の視点に立った意識や知識を深めるため、教育関係者や保護者に対し、情報提供や研修会、講演会等の推進に努めます。</p>	<p>関係各課</p>
<p>3. メディア・リテラシー教育の推進</p> <p>①インターネットやSNSなどの利用時に、トラブルに巻き込まれないよう、安全な利活用の情報や学習機会の提供等を通して、メディア・リテラシーに関する啓発を行います。また、高度情報化に対応しながら、男女平等の人権の視点に立ち、適正なメディアの利活用のための学習機会の充実に努めます。</p>	<p>教育委員会</p>

重点課題（2） 社会教育における男女共同参画の推進

（現状と課題）

社会には、慣習やしきたりの中に「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」という無意識の思い込みが今なお存在しています。社会教育を通して、性別に関わらず、誰もがその個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画できる意識を浸透していく必要があります。

具体的施策	主管課
<p>1. 「人権・男女平等・平和」意識の啓発と促進</p> <p>①社会教育においても、「人権・男女平等・平和」意識の啓発促進に努め、性別や人種・民族に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。また、デートDV※などの暴力などに対して、若者や子どもを対象としたエンパワーメント等の推進に努め、固定的性別役割分担意識の見直しに繋がるよう世代や性別を超えた意識改革への働きかけの強化を図ります。</p>	<p>子育て・健康課 教育委員会</p>

基本目標 3. 家庭生活の場における男女共同参画の推進

重点課題 (1) 家事・子育て・介護などにおける固定的性別役割分担意識の解消と支援の充実

(現状と課題)

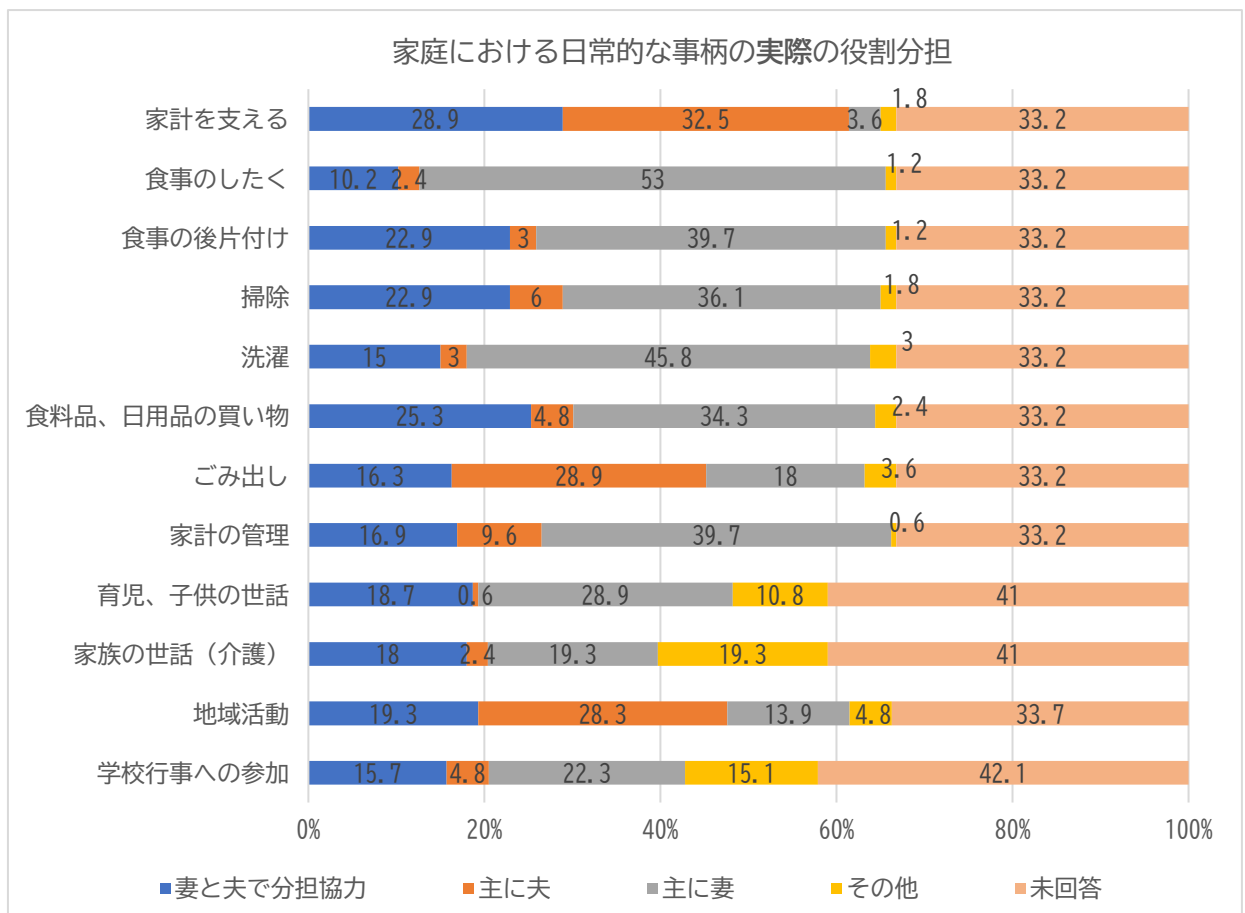
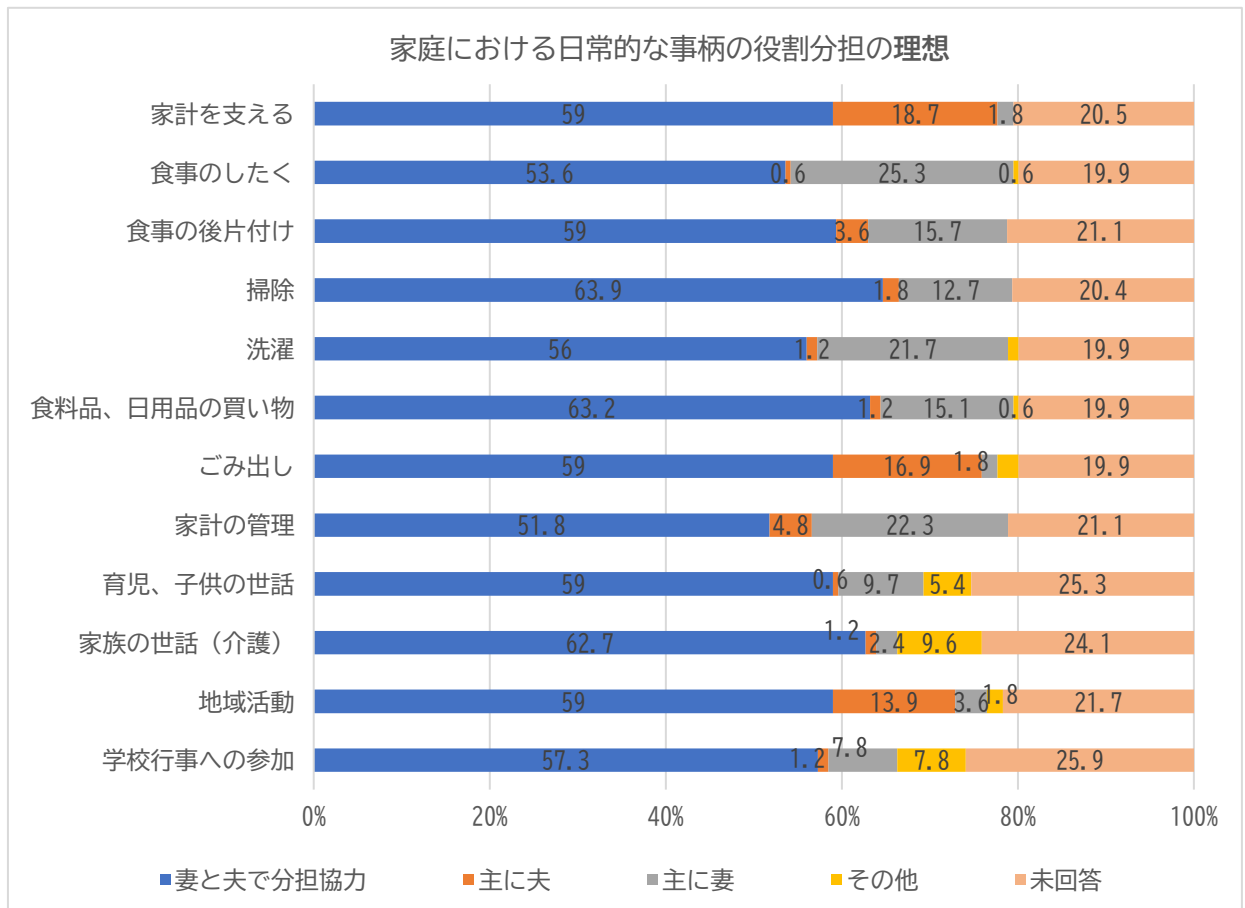
これまで「家庭内の仕事」とされてきた家事・子育て・介護について、町民アンケートでは「夫婦で協力すべき」という肯定的な意見が多数を占めています。しかし、実態は家事・育児の多くを女性が担っており、意識と現実の間に大きな差がある状況です。

当町は、老年化指数が県内最高水準にあり、出生率も低迷するなど、深刻な少子高齢化に直面しています。今後、老老介護や単身高齢世帯のさらなる増加が確実視される中で、特定の誰か（主に女性やケアを担う子ども＝ヤングケアラー※）に負担が集中することは、生活破綻のリスクを招きます。「家族全員でケアを担う」という意識を広めると同時に、誰もが一人になっても身の回りのことができる「生活自立」を促進することが、地域全体の喫緊の課題となっています。

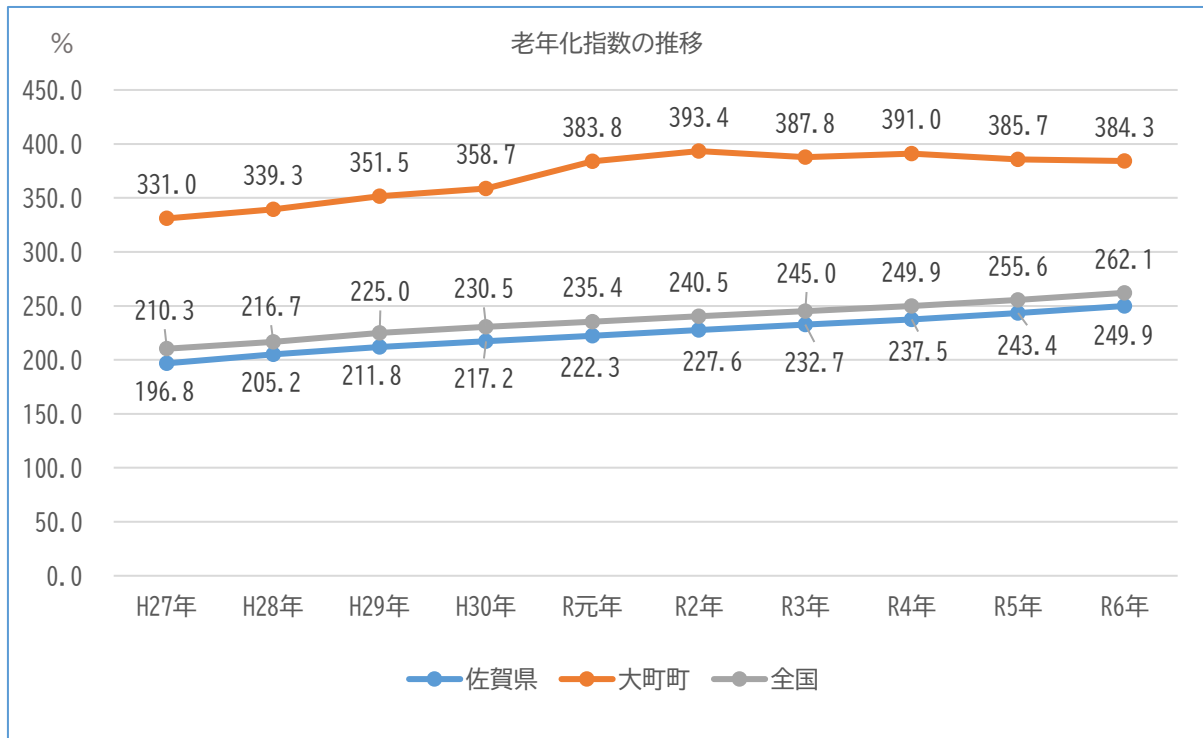
また、家事や育児における役割分担に関しては、男女ともに協力して行う家庭も増えてきていますが、まだまだ女性が担う割合が大きいのが現実です。家事や育児を「女性の仕事」と決めつけず、家族のみんなが自分のこととして取り組むことが大切です。家庭は小さな社会であり、大人が協力し合う姿を見せることは、子どもたちに「男女平等」の大切さを伝える生きた教育にもなります。

こうした状況を踏まえ、従来の「手伝う」という意識から「共に担う」という主体的な意識への転換を促します。性別を問わず参加しやすい家事・育児・介護講座の開催や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発活動を強化し、すべての町民が家庭生活において互いに支え合い、個性と能力を発揮できる環境づくりを推進します。

【男女共同参画に関するアンケート（令和7年7月実施）】

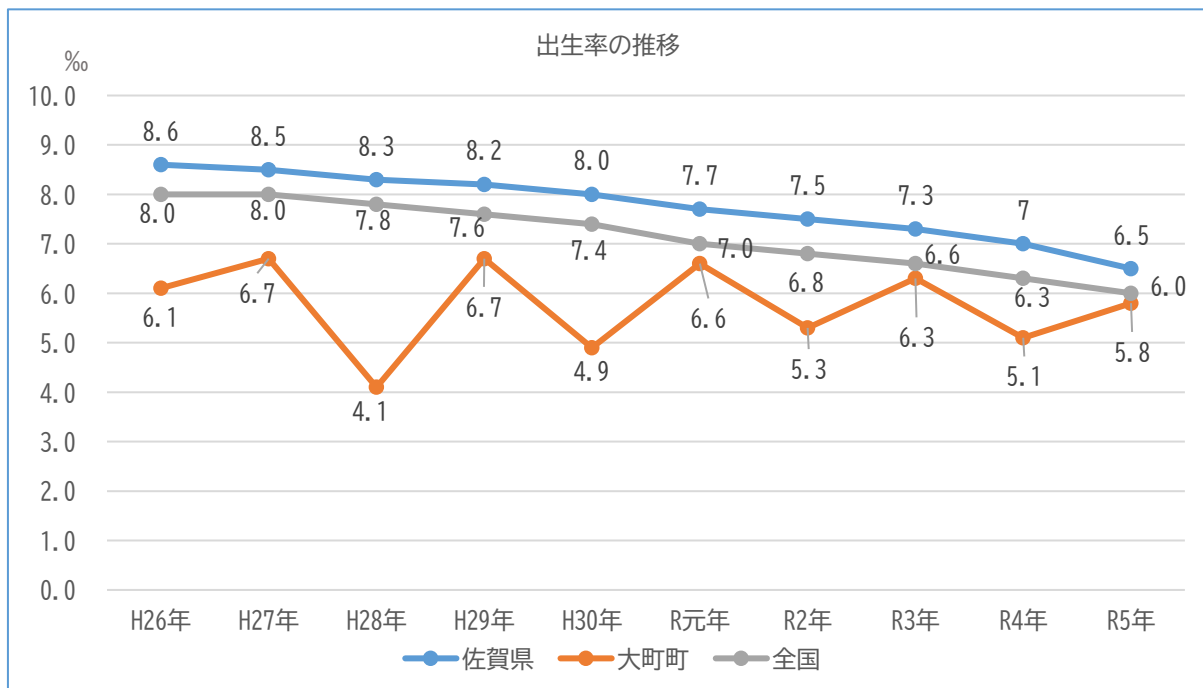


資料：推計人口



※老年化指数…15歳未満の人口に対する65歳以上人口の比率のこと

資料：人口動態統計調査



※出生率…人口1,000人あたりの1年間の出生数のこと

具体的施策	主管課
<p>1. 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進</p> <p>①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、固定的性別役割分担を見直す意識の啓発を図ります。</p> <p>②家事・子育て・介護等、家庭内における固定的性別役割分担意識の見直しに繋がるような講座や学習会を開催し、世代や性別を超えた意識改革への働きかけ、特に男性の参加の強化に努めます。</p> <p>2. 介護支援の充実</p> <p>①介護は性別に関係なく、家族全員、社会全体で担うという意識の啓発と介護予防事業の実施をより一層推進し、介護者の負担軽減を更に強化します。</p> <p>3. 子育て支援の充実</p> <p>①親子交流事業を推進し、家事・子育て等の講座を実施するとともに、意識啓発や情報提供を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。また、企業や事業所に対し、男性の育児休業取得に関する制度や情報を提供し、男性の育児休業取得の促進に努めます。</p>	<p>企画政策課</p> <p>関係各課</p> <p>福 祉 課</p> <p>関係各課</p>

重点課題（2）多様な形態の家庭への支援

（現状と課題）

ライフスタイルの多様化により、世帯構成は核家族やひとり親家庭、共働き家庭など多岐にわたっています。一方で、長時間労働の常態化や非正規雇用の不安定さといった背景から、育児の孤立化や経済的困難が複数に絡み合うケースも少なくありません。

どのような家庭環境にあっても、子どもが権利を保障され、健やかに成長できるよう、保育環境の整備や切れ目のない支援サービスの充実が求められています。また、性別に関わらず仕事と育児を両立できる環境づくりと、個々の家庭の事情に寄り添った柔軟な支援体制の構築が重要な課題となっています。

具体的施策	主管課
1. 放課後児童対策の実施 ①昼間、家庭に保護者が不在の児童（小学部1年生～6年生）に対する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の充実を図ります。	子育て・健康課
2. 生活安定と自立支援体制の整備 ①医療費の助成や各種貸付金及び講習会等の周知、情報提供による就労支援や相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と総合的な自立支援体制の整備の促進に努めます。	子育て・健康課

重点課題（3） 家庭内における暴力の根絶

（現状と課題）

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」といいます。）は、身体的暴力だけでなく、暴言や無視などの「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、SNSでの監視や執拗な連絡といった「デジタル暴力」など、様々な形で現れます。これらは個人の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。

DVやストーカー行為は、家庭内や親密な関係という閉鎖的な環境で行われるため、被害者自身が「これは暴力である」と気づきにくく、身近な人や行政に助けを求めることに強い抵抗を感じるケースが多々あります。その結果、被害が深刻化するまで表面化しないという大きな課題があります。

DVのある家庭では、子どもへの直接的な暴力（児童虐待）が併発するリスクが極めて高く、また、暴力を目撃すること（面前DV）自体が子どもへの深刻な心理的虐待となります。さらに、若年層における「デートDV」も深刻化しており、正しい知識の不足が、望まない妊娠や虐待、将来のDVの加害者・被害者を生む連鎖につながる懸念があります。

これに対し、行政・地域・関係機関が強固に連携し、発見から保護、自立支援までを一貫して行う体制の強化が必要です。SNS等の活用による相談窓口の多角化や、若年層への予防教育、地域全体での見守り活動を通じて、家庭内におけるあらゆる暴力の根絶を目指します。

具体的施策	主管課
<p>1. 男女の人権を守る体制づくり</p> <p>①DVやセクシュアル・ハラスメント、児童虐待防止など、一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されるよう意識の啓発を推進します。</p> <p>②将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代にDV防止のための教育を推進します。</p> <p>③乳幼児健診等の中で、子育ての不安や子育てに困難を抱く親の発見に努め、学校・保育所・児童相談所との連携を強化し、相談を受け止め対応することによって虐待の防止を図ります。</p>	<p>関係各課</p> <p>関係各課</p> <p>関係各課</p>
<p>2. 配偶者からの暴力に対して安心して相談できる体制づくり</p> <p>①いつでも安心して相談できる体制を整備した相談窓口の設置に努めるとともに、継続した支援に努めます。</p> <p>②被害者に関係のある部署の担当者との連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者支援マニュアル」や「DV相談・連携シート」を活用することにより、情報の共有や二次被害の防止に努めます。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。</p> <p>③町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用し、民間の相談機関や配偶者暴力支援センターなどDV相談機関についての周知や、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。</p>	<p>子育て・健康課</p> <p>関係各課</p> <p>企画政策課</p>

基本目標 4. 就労の場における男女共同参画の推進

重点課題（1） 農林業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進

（現状と課題）

令和2年国勢調査によると、令和2年10月1日現在で当町における15歳以上の就業者総数2,853人のうち、自営業に従事している人は318人で全体の約11%を占めています。

農林業や商工業などの自営業に従事する女性もまた、家事や子育て・介護と仕事の負

担を担っている一方で、就労条件や待遇などは不明確であるのが現状です。

こうした状況を解消するため、今後は男女が対等なパートナーとして共に経営を担う「家族経営協定※」の推進などを通じ、労働環境の改善を図る必要があります。また、事業の方針決定に女性が積極的に参加できるよう意識啓発と環境の整備に努める必要があります。

具体的施策	主管課
<p>1. 自営業における男女共同参画の意識啓発の促進</p> <p>①女性の農林業・商工業への主体的参画と職業能力の向上のための研修会や、女性のエンパワーメントを目的とした学習会を開催し、女性リーダーや女性企業家の更なる育成に努めます。</p> <p>②県などが実施する女性リーダー育成の研修会等の情報提供を行います。</p>	<p>農林建設課 企画政策課</p> <p>企画政策課</p>
<p>2. 労働条件改善のための環境整備の推進</p> <p>①農業の家族従事者の労働に対して、賃金や報酬が支払われないことがないように、家族経営協定の締結を強化し、労働条件が改善されるよう推進します。</p> <p>②町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を活用し、女性の労働条件の改善に関する情報を提供します。</p>	<p>農林建設課 農業委員会</p> <p>企画政策課</p>
<p>3. 女性農業委員の複数確保</p> <p>①女性の農業従事者の視点より、各種政策等の立案及び方針決定を促し、農業経営に多様な価値観をもたらすため、農業委員会における女性農業委員の複数確保に努めます。</p>	<p>農林建設課 農業委員会</p>

重点課題（2） 男女がともに働きやすい環境づくり

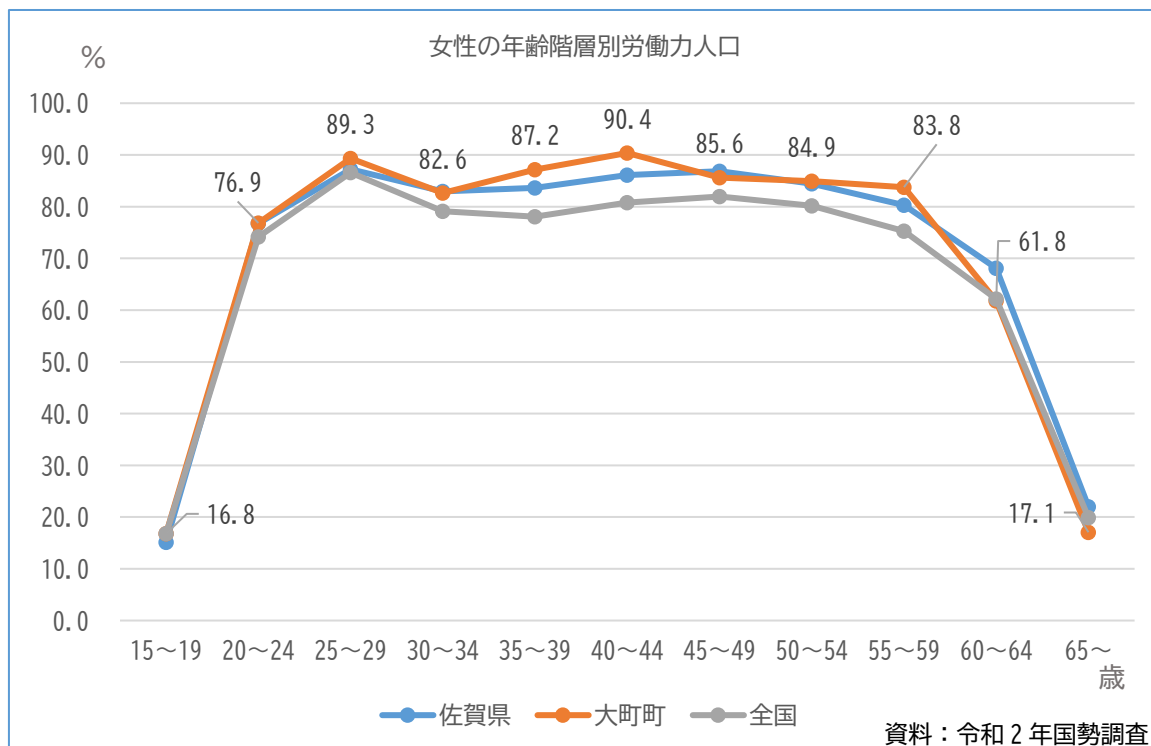
（現状と課題）

少子高齢化による人口減少社会が進む中、将来的な労働力不足を回避するためには、女性の就労の支援と環境の整備が必要となってきます。日本の女性の就業状況は、かつての「M字カーブ※」は解消に向かいつつあるものの、出産・育児期を境に正規雇用から非正規雇用へ転換する「L字カーブ※」の問題が表面化しています。これは、依然として育児と仕事の両立が困難な職場環境や、「育児は女性」という無意識の思い込みが、女性のキャリア継続や昇進の壁となっていることを示しています。

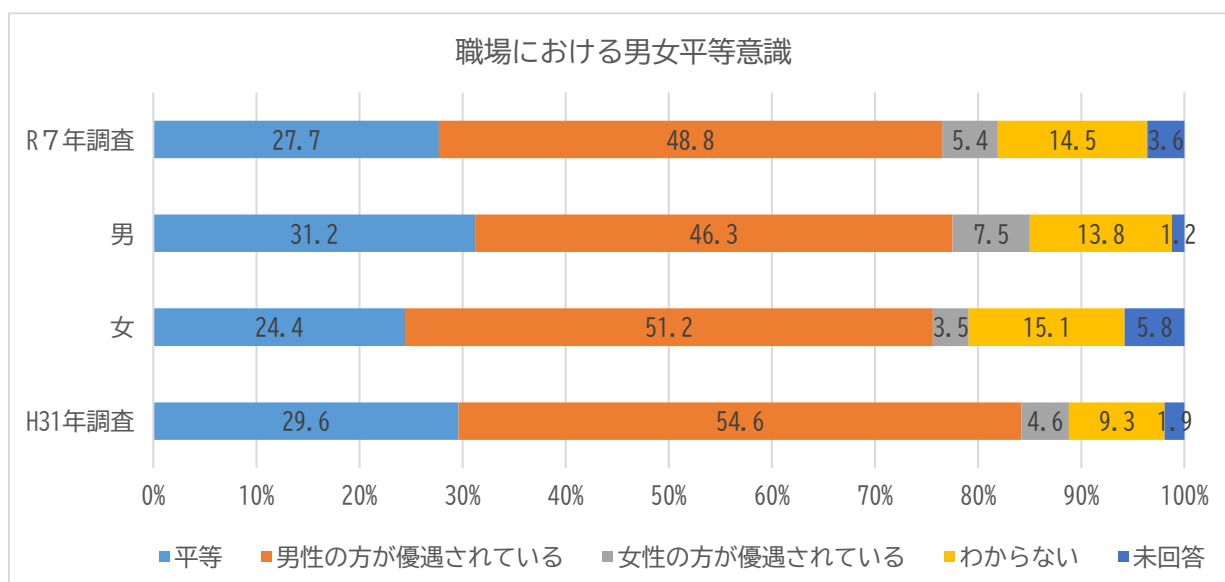
男女雇用機会均等法の施行から長年が経過しましたが、賃金格差や管理職に占める女性割合の低さなど、構造的な課題は残っています。町民アンケートでも、男女ともに半数近くが「職場では男性が優遇されている」と感じており、特に意思決定の場への女性参画が進んでいない実態があります。

女性の活躍は、組織に多様な視点をもたらし、組織を成長させる新しいアイデアの源になります。そのためには、経営者や管理職の意識改革はもとより、長時間労働の是正

や男性の育児休業取得の促進など、性別を問わず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）が図れる職場環境の構築を推進する必要があります。



【男女共同参画に関するアンケート（令和7年7月実施）】



具体的施策	主管課
<p>1. 職場における男女平等と雇用機会均等の意識啓発の促進</p> <p>①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、職場における固定的性別役割分担意識の解消への啓発や労働に関する法制度などの情報提供を行うとともに、町内の企業に対し制度の啓発パンフレット等の配布を行い意識改革の促進に努めます。</p> <p>②事業主が、男女間の格差を改善するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むために必要な情報提供に努めます。</p> <p>③町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、パートタイム労働に関する法律などの情報提供を行い労働条件の向上に努めます。</p>	<p>企画政策課</p> <p>企画政策課</p> <p>企画政策課</p>
<p>2. 女性の就労・能力開発のための支援</p> <p>①女性のエンパワーメントのための、学習機会や情報を提供します。また、出産や育児などで、離職した方が安心して再就職できるように、情報を提供します。</p>	<p>企画政策課</p>
<p>3. ワーク・ライフ・バランスのとれた環境整備の促進</p> <p>①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、町内の企業への働きかけを促進します。</p> <p>②町内の企業に対し、労働時間等設定改善法※に基づく労働時間短縮や、男性の育児休業取得が図られるよう普及・啓発に努めます。</p> <p>また、女性管理職の登用に向けた意識改革を推進するよう啓発に努めます。</p> <p>③家事・子育て・介護における支援制度の周知と、固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の参画に向けて啓発事業を行います。</p> <p>④多様なライフスタイルに対応した、保育サービスの充実など、子育て支援策の充実に努めます。</p>	<p>企画政策課</p> <p>企画政策課</p> <p>子育て・健康課 企画政策課</p> <p>子育て・健康課</p>

重点課題（3） 職場における暴力の根絶

（現状と課題）

職場でのセクシュアル・ハラスメントなどは、受ける人の心や体を深く傷つける、決して許されない人権侵害です。これらは、仕事への意欲を奪うだけでなく、心の病気や退職、さらには大切な命を失うことにもつながる非常に深刻な問題です。

最近では、SNSなどを使ったしつこい連絡（デジタル・ハラスメント）や、妊娠・育児をきっかけとした嫌がらせ、また性的指向や性自認（SOGI）に関する差別など、ハラスメントの形も多様化しています。

誰もが自分らしく、安心して働き続けるためには、「ハラスメントは個人の問題ではなく、職場全体で防ぐべき責任がある」という共通の認識を持つことが大切です。一人ひとりがお互いの尊厳を認め合い、暴力や差別のない安全で快適な職場環境をつくるため、組織全体で意識を変えていく取り組みが求められています。

具体的施策	主管課
1. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ストーカー行為の防止の推進 ①町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた啓発活動を行います。 ②対応策や相談窓口についての情報提供、防止のための啓発に努めます。	総務課 企画政策課 総務課 企画政策課
2. 相談体制の整備の促進 ①町職員へ専門知識取得のための研修会を実施し、相談窓口と体制の整備を図ります。	総務課 企画政策課

基本目標 5. 地域社会における男女共同参画の推進

重点課題（1） 性別による固定的役割分担意識の解消

（現状と課題）

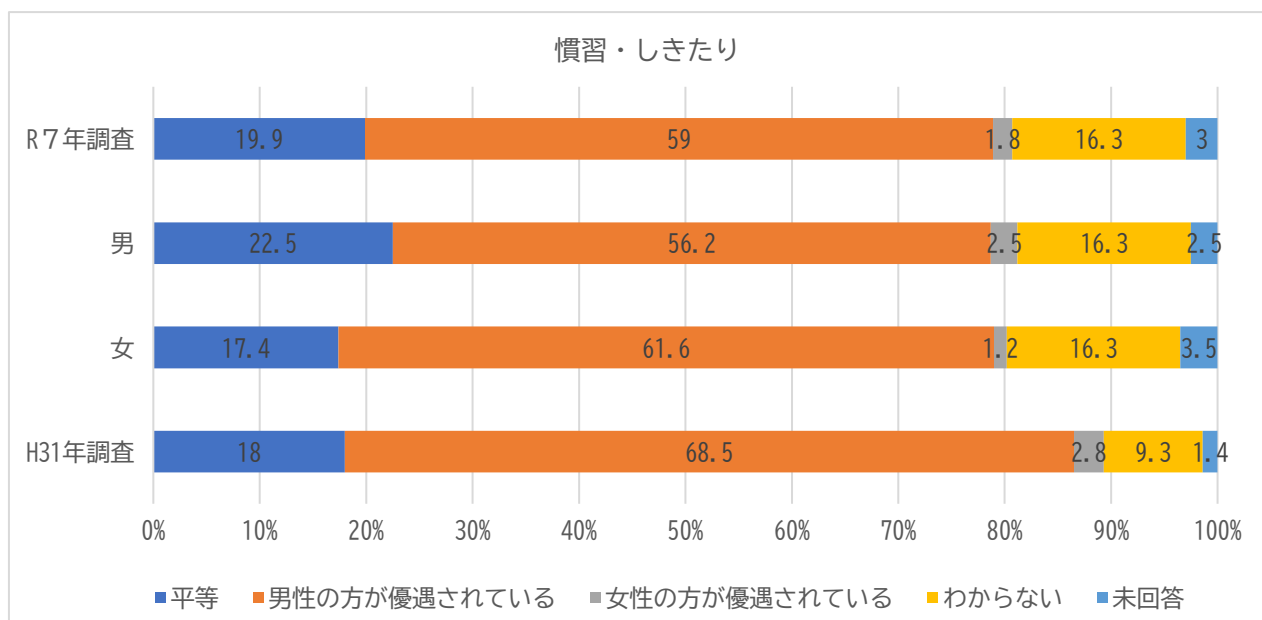
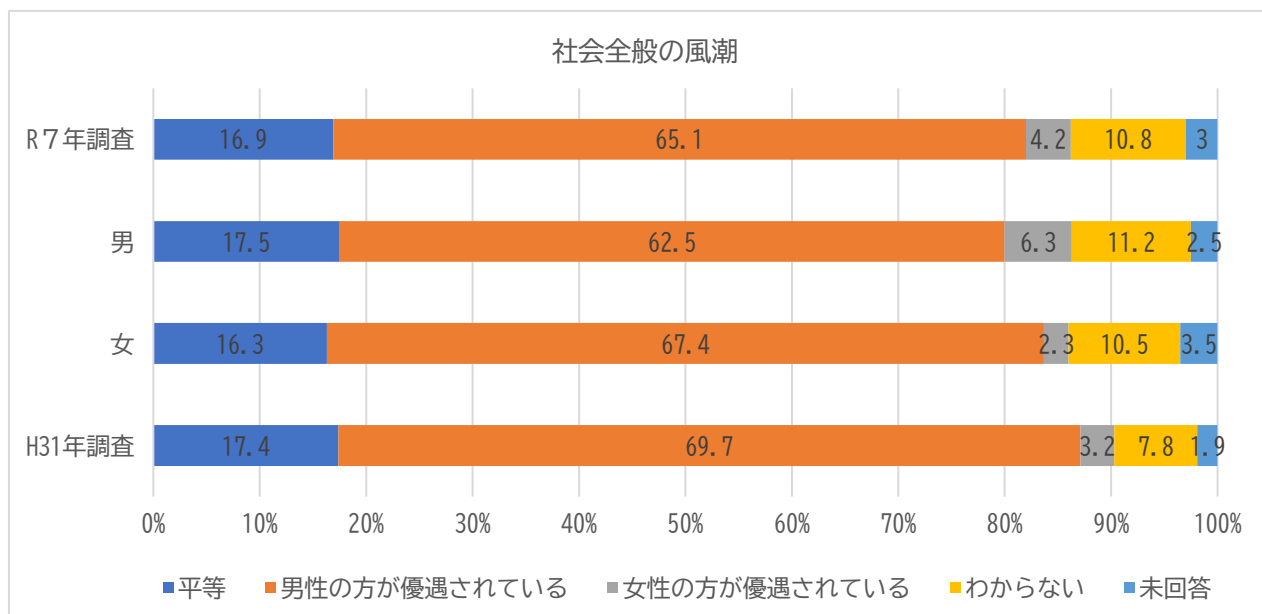
町民アンケートの結果を見ると、社会全体の風潮や昔からの慣習やしきたりについては、女性の6割以上が「男性中心である」と感じており、男女間の意識にはまだ大きな開きがあります。

地域社会には、今も無意識のうちに「男性がリーダー、女性はそのサポート」という役割が決まってしまう傾向があります。こうした考え方は、女性が「地域のため

に活動したい」という意欲を持つことを妨げ、一人ひとりの尊厳を傷つけることにもつながります。

これからの地域社会を維持していくためには、性別で役割を決めつけるのではなく、誰もが対等な立場で意見を出し合い、協力し合える環境が欠かせません。男女が共に地域の主役として活躍できる、新しい地域づくりを進めていく必要があります。

【男女共同参画に関するアンケート（令和7年7月実施）】



具体的施策	主管課
<p>1. 固定的性別役割分担意識の解消の促進</p> <p>①性別による役割分担意識や社会制度・慣行（社会通念・習慣・しきたり）については、男女の相互理解のもと、それぞれの個性を發揮しながら、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指せるよう啓発に努め、女性自ら積極的に参画できる環境づくりに努めます。</p>	<p>企画政策課</p>

重点課題（2） 地域活動における男女共同参画の推進

（現状と課題）

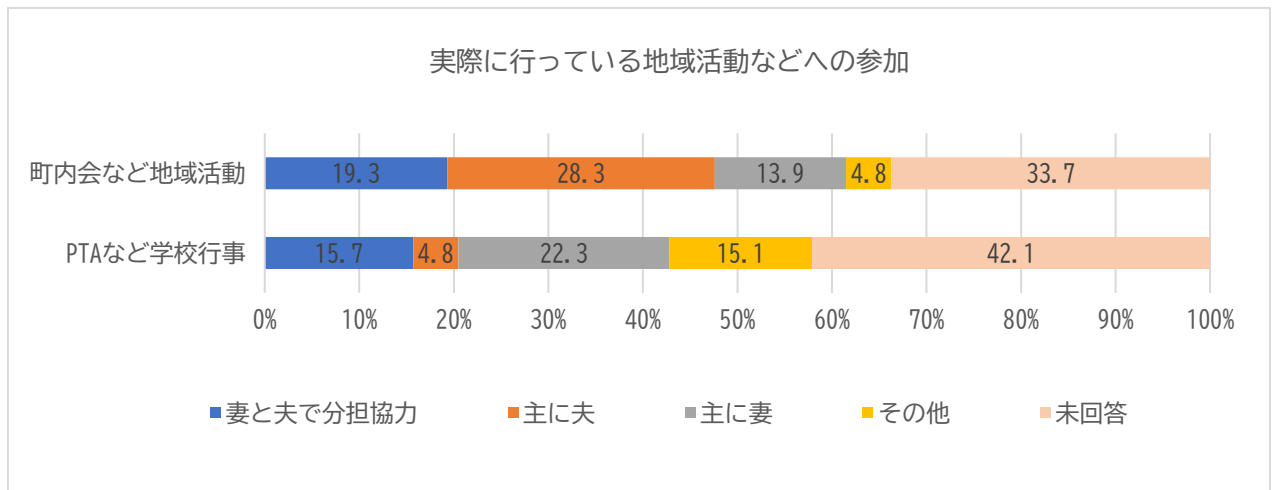
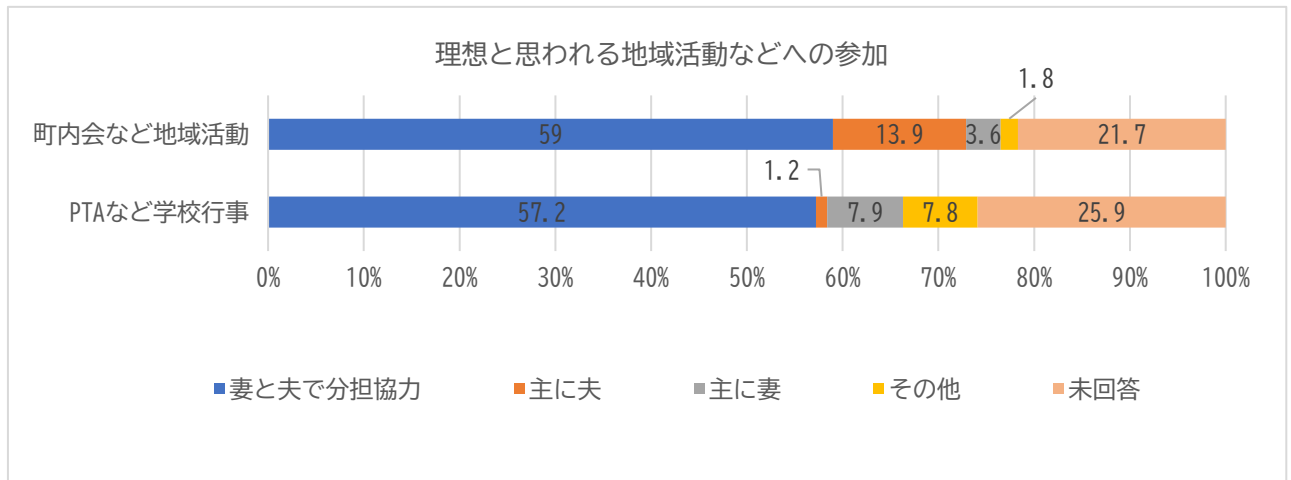
町民アンケート意識調査によると、地域行事や学校行事への参加のあり方について、男女ともに約6割（町内会活動：59.0%、学校行事：57.2%）が「夫婦で分担・協力することが望ましい」と回答しており、協力体制への高い理想を持っています。

しかし、実際の活動状況を見ると理想とは大きな開きがあります。町内会などの地域活動では「主に夫（28.3%）」が「主に妻（13.9%）」を大きく上回る一方で、PTAなどの学校行事では「主に妻（22.3%）」が「主に夫（4.8%）」の約5倍となり、分野によって役割が固定化されている現状が浮き彫りになりました。特に「夫婦で分担・協力している」という現実は、いずれも10%台にとどまっており、理想の6割には遠く及びません。

地域活動や学校教育の場に家族で共に参画することは、次世代を担う子どもたちに「男女が共に対等なパートナーとして支え合う姿」を見せることにつながります。

また、地域社会との関わりが希薄になる中で、子育てや介護の不安を一人で抱え込まず、性別や年齢に関わらず、誰もが「自分たちの居場所」として地域を支え合えるための仕組みや組織づくりの必要性が求められています。

【男女共同参画に関するアンケート（令和7年7月実施）】



具体的施策	主管課
<p>1. 女性リーダーの育成</p> <p>①地域活動に女性の積極的な参加と女性の意見の反映を促進するため、地域女性リーダー研修や学習会を実施し、地域役員等において女性が躍進できるよう啓発活動に努めます。</p>	<p>総務課 企画政策課</p>
<p>2. 家族での地域社会への活動参加の促進</p> <p>①家族全員が地域社会の活動に参加し、協力する意識の啓発と促進に努めます。</p>	<p>企画政策課</p>
<p>3. 地域での子育て、介護支援の推進</p> <p>①子育て中の親子の交流や、子育て、介護の悩みを相談できるよう地域の人材を活用した交流や、環境づくりを促進します。</p> <p>②育児支援者や、子育て・介護支援ボランティアの養成に努めます。</p> <p>③犯罪や事故などから子どもたちを守るための組織の仕組みづくりに努め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上を図ります。</p> <p>④小学生の居場所づくりを推進するため、学校、地域、行政の連携のもと、放課後の子どもの居場所づくりを進めるための体制づくりの充実を図ります。</p>	<p>関係各課 関係各課 総務課 教育委員会 子育て・健康課</p>
<p>4. 地域おこし、まちづくり、観光の推進</p> <p>①地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</p> <p>②地域おこし、まちづくり、観光に関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会の確保に努めます。</p>	<p>企画政策課 企画政策課</p>

基本目標 6. 健康で安心・安全に暮らせる男女共同参画のまちづくり

重点課題 (1) 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

(現状と課題)

少子高齢化が進む中、高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく、安全・安心に暮らし続けることは、男女共同参画社会が目指す「多様な生き方の尊重」という目標の土台となるものです。

高齢者が心身ともに健康で、社会とのつながりを持ちながら生きがいを実感できる環境づくりを推進するとともに、障がいのある人が、経済・生活の両面で適切な支援を受けながら自立した生活を送れる体制整備が求められています。

また、介護においては、性別問わず家族が協力し合うことはもとより、公的サービスを積極的に活用し、家族だけで抱え込まない「社会全体で支えるケア」の認識を広めることが重要です。介護者への支援や心のケアを充実させ、虐待を未然に防ぐとともに、誰もが尊厳を持って安心して暮らせる社会の実現が課題となっています。

具体的施策	主管課
1. 介護を支援し、虐待を予防する環境整備の推進	
①介護者が孤立することのないよう、介護に関する総合的な相談体制を整備し、こころのケアの支援を図ります。	福祉課
②介護予防の情報提供や健康づくりなど、高齢者の自立支援の機会の提供に努めます。	福祉課
③社会保障制度や介護支援の情報提供を行い、介護者の経済的精神的負担の軽減を図り虐待防止に努めます。	福祉課
④成年後見制度の利用や、虐待を発見した場合の公的機関への通報義務等の周知・啓発に努め、高齢者・障がいのある人の虐待被害者の早期発見と相談体制を強化します。	福祉課
2. 高齢者・障がいのある人の社会参画に関する支援	
①高齢者・障がいのある人が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう社会参画の機会の提供を図ります。	福祉課
②公共施設、集客施設などのユニバーサルデザイン※化を促進します。	関係各課

重点課題（2） 安心・安全な環境づくり

（現状と課題）

子どもを狙った犯罪やネットを介したトラブルなど、子どもたちを取り巻く環境は多様なリスクにさらされています。子どもたちが安心して成長できるよう、地域全体で見守り活動を強化し、安全な環境を整える必要があります。

また、頻発する自然災害への対応においても、男女共同参画の視点は欠かせません。避難所運営や復興の過程で、女性に家事や介護の負担が偏ったり、性別によるニーズ（授乳、着替え、防犯など）が反映されにくかったりする課題が浮き彫りになっています。

今後は、防災の計画段階から女性が主体的に参画し、性別や年齢に関わらず、誰もが安心・安全に暮らせる体制の構築を推進します。

具体的施策	主管課
<p>1. 地域・学校・行政が連携して子どもを守る環境の強化と整備の促進</p> <p>①児童・生徒の登下校中の安全を守るために、交通安全指導員や地域ボランティアによる安全巡回の促進に努めます。</p> <p>②通学道路沿いに「こども110番」の家の設置を推進します。</p> <p>③児童・生徒の集団登下校の促進に努めます。</p> <p>2. 男女のニーズの違いを考慮した防災対策の推進</p> <p>①防災に関する政策・方針決定過程での男女の考え方を反映させる防災対策の推進に努めます。</p> <p>②防災教育及び応急手当指導等、女性消防団員等への活躍が期待されているため、女性消防団員の促進を図り、婦人消防協力隊との連携強化に努めます。</p> <p>③災害時の被災者支援における男女のニーズの違いや、あらゆる世代に対して配慮がなされるよう、男女共同参画や支援が必要な人の視点に立った災害対策を行います。</p>	<p>総務課</p> <p>総務課 教育委員会</p> <p>総務課</p> <p>総務課</p> <p>関係各課</p>

重点課題（3） 生涯を通じた健康づくり

（現状と課題）

男女がそれぞれの身体の特徴や健康課題を正しく理解し、思いやりを持って尊重し合い生きていくことは、生涯にわたり自分らしく生きるための基盤です。男女の生涯にわたる心身の健康を維持するためには、情報や学習機会の提供、相談体制の充実、健康支援として、年齢やライフステージに応じた健康対策を推進する必要があります。

特に女性は、ホルモンバランスの変化等により心身の状態が変化するという特徴があり、妊娠・出産、更年期などライフステージごとに大きな変化に直面します。これらを自らの意思で管理し、自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※」を尊重する社会づくりが必要です。また、男性についても特有の疾病にかかる危険性があることから、こうした問題の重要性についても理解を深め、早期発見・早期治療に向けた受診勧奨を行うことが大切です。

また、SNSやインターネットの普及により、性に関するあらゆる情報が溢れる中、中には偏った情報や無責任な内容も少なくありません。こうした環境下では、心身が未発達な若年層が誤った知識を鵜呑みにしてしまい、予期せぬ妊娠や、将来の不妊の原因にもなりかねない性感染症（HIVを含む）のリスクを軽視してしまうことが危惧されています。

こうした課題を解決するためには、自分や相手の心と体を大切にするための「正しい知識」を身につけることが不可欠です。また、性教育を「恥ずかしいもの」や「特別なもの」とせず、健康に生きるための権利として大人も共に学び、家庭で対話ができる環境づくりを推進します。

あわせて、将来の健康に大きな影響をもたらす喫煙や飲酒、薬物乱用問題等についても、科学的根拠に基づいた正しい知識を普及し、自分自身の体を守る力を養う啓発活動を図るとともに予防対策を推進する必要があります。

さらに、高齢になっても心身ともに元気で「健康寿命」を延ばせるよう、生涯を通じた健康づくりと、多様な社会活動や地域交流の場を通じて高齢者が培った経験を活かし、生きがいを実感しながら安心して暮らせる社会を目指します。

具体的施策	主管課
<p>1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の啓発</p> <p>①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識を浸透させ、男女が自ら身体を大切にすることを意識の啓発を行います。</p> <p>2. 性教育と性感染症及びエイズ（AIDS）教育の推進</p> <p>①男女がともに、お互いの性を尊重し、正しい理解に基づいて行動できるよう適正な性教育並びに性感染症及びエイズに関する学習機会の充実に努めます。</p> <p>3. 妊娠・出産期における健康支援の推進</p> <p>①妊娠・出産期における健康指導や健康相談の充実に努めます。</p> <p>4. 生涯にわたる心身の健康維持・増進の推進</p> <p>①各種検診を実施し、病気の早期発見を図るとともに、町の広報媒体（広報おおまち、ホームページ）等を利用した健康維持に関する情報の提供に努めます。</p> <p>②健康相談を実施し、子どもから大人まで健康に関する相談を受け付け、心身の健康維持に努めます。</p> <p>③薬物乱用、アルコール依存症、喫煙による健康被害防止に関する啓発の推進に努めます。</p> <p>④男女の生涯を通じた健康の重要性や、お互いの健康に関わる問題について知識を深めるための啓発活動の推進に努めます。</p> <p>⑤男女がともに快適な生活を送るため、心身の健康維持に努め、スポーツやサークル活動の推進に努めます。</p>	<p>子育て・健康課 企画政策課</p> <p>子育て・健康課 教育委員会</p> <p>子育て・健康課</p> <p>子育て・健康課 企画政策課</p> <p>子育て・健康課</p> <p>子育て・健康課</p> <p>子育て・健康課 教育委員会</p>

重点課題（4） 困難な問題を抱える女性への支援

（現状と課題）

2024（令和6）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行されました。近年、女性を取り巻く課題は、DVだけでなく、生活困窮、性被害、予期せぬ妊娠、家族関係の破綻など複雑化・複合化してきています。

本町においても、関係機関と連携して様々な困難な問題を抱える女性をサポートできるように努めます。

具体的施策	主管課
1. 女性が抱える生活上の困難な問題への理解促進 ①女性が抱える困難な問題の背景にあるジェンダー問題に関する理解促進のための啓発に努めます。	関係各課
2. 生活安定と自立支援体制の整備 ①医療費の助成や各種貸付金及び講習会等の周知、情報提供による就労支援や相談体制の充実を図り、ひとり親家庭等の生活の安定と総合的な自立支援体制の整備の促進に努めます。	子育て・健康課

用語解説

用語	解説
アンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み)	自分自身では気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみ・偏り」のことをいいます。これまでの経験や周囲の環境、テレビ・SNS などの情報から、知らず知らずのうちに「〇〇はこうあるべきだ」「ふつうは〇〇だ」という思い込みが作られます。
M字カーブ	日本における女性の年齢階級別労働率をグラフで表したときに描かれる M 字型の曲線のことをいい、出産・育児期にあたる 30 歳代で就職率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しています。
L字カーブ	日本における女性の年齢階級別「正規雇用比率」に焦点を当てたもので、25 歳から 29 歳をピークに右肩下がり到低下し、その後低い水準で推移する状況を表します。この現象は、女性が正社員としてのキャリアを継続することの難しさを示唆しています。
エンパワーメント	個人や集団が責任を持った社会の構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め行動できる能力を身につけ、その能力を発揮し、行動していくことをいいます。
家族経営協定	家族農業経営をより良いものにするために、労働時間、労働報酬、休日等について家族間の十分な話し合いに基づき、文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。また、経営面と合わせて、生活面での役割分担等、必要な項目について自由に取り決めができます。
志共育(こころざしきょういく)	夢は自分ごと、志は世のため、人のため、未来のために立てるもの。子どもたち自ら志(こころざし)を立て、目的意識や学習意欲を高め、自らの生き方を自ら探し出す教育のことをいいます。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けてしまう考え方のことです。
困難女性支援法	2024(令和6)年4月に施行された、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援するために制定された法律で、地方公共団体の役割や相談等の充実が定められています。
参画	「参加」は仲間に加わることですが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担うという主体的かつ積極的な参加をいいます。

ジェンダー	その国、地域、時代によって社会的・文化的に作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を、生物学的な性別と区別して社会的性別（ジェンダー）といい、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の根本となっています。
ジェンダー主流化	社会的・文化的な性差（ジェンダー）の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくことをいいます。
女性活躍推進法	2015（平成27）年9月に公布された、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律のことです。
性の商品化	女性の性を「モノ」と化し、それに商品価値を与えること、売ることをいいます。
積極的改善措置（ポジティブアクション）	社会のさまざまな分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、一定の範囲で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。この方策の一つとして「クオータ制」があり、「割り当て制」ともいわれ、選挙の立候補者や国の審議会の人数などで、男女の比率を隔たりがないように定める方法のことをいいます。
SOGI（ソジ/ソギ）	性的指向を示す「Sexual Orientation」と性自認を示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称です。 SOGI は身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているものです。
デートDV	高校生や大学生、若者の間の交際相手への暴力のことで、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」は、大人のDVとほとんど変わりません。
メディア・リテラシー（情報識別・選択能力）	情報メディアを主体的に読み解いて、その真偽を見抜き、必要な情報を引き出し活用する能力のことをいいます。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違いや、老若男女といった差異、障害の有無を問わずに、誰もが利用することができる施設・製品・情報のデザイン。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	1994（平成6）年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方。ここでいう健康とは、単に病気でないことではなく男女ともに身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、または産まないかなどについて、特に当事者である女性が選択し、自ら決定する権利のことをいいます。

労働時間等設定改善法	労働者が能力を有効に発揮し、労働者の健康で充実した生活の実現と経済の発展を目的に企業に対して労働時間の設定の改善を求める法律です。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことといいます。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として、近年重要視されています。

大町町 D V 被害者支援基本計画

大町町 D V 被害者支援基本計画

【計画の目的】

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。多くは身体的、精神的、性的、経済的、何種類かの暴力が重なって起こっています。内閣府が 2023（令和 5）年 11 月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約 4 人に 1 人（27.5%）、男性の 5 人に 1 人（22.0%）は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の 8 人に 1 人（13.2%）は何度も受けているとあります。そのうち、女性の約 6 割（60.6%）は相談しているが、男性の約 6 割（57.2%）はどこにも相談していないという結果が出ています。また、交際相手からの被害経験では、女性の約 4 人に 1 人（22.7%）、男性の 8 人に 1 人（12.0%）が被害を受けたと回答があり、そのうちの男女ともに約 4 割はどこにも相談していないという結果が出ています。

国においては、2001（平成 13）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定以後、DV の防止と被害者の支援にむけて、累次の法改正を行い、取り組みを進めてきました。

直近では、2024（令和 6）年 4 月に改正法が全面施行され、身体的暴力だけでなく、自由・名誉・財産に対する脅迫も保護命令の対象に加えられたほか、市町村による「市町村基本計画」の策定が努力義務から義務化へと強化されました。また、市町村等による「配偶者暴力相談支援センター」の設置についても、さらなる体制整備が求められています。

大町町では、こうした国の動向や男女共同参画推進の指針に基づき、本計画を通じて関係機関との連携を深め、総合的かつ計画的に DV 対策の充実・強化を図ります。

【計画の位置づけ】

- (1) 本計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく基本計画です。
- (2) 本計画は、国が定める「基本的な方針」に即し、かつ佐賀県の「佐賀県 DV 被害者支援基本計画」の内容を勘案するとともに、大町町の「第 3 次大町町男女共同参画計画」等の関連計画と整合性を図りつつ策定するものです。

【計画期間】

この計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、基本計画が改定された場合及びこの計画に新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。

【計画の基本的な視点】

- (1) 人権の尊重：暴力は人権侵害であるとの認識を徹底し、被害者の尊厳を最優先します。
- (2) 精神的暴力への対応：法改正に基づき、身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力等への理解と対応を深めます。
- (3) 子どもへの配慮：DV子どもに与える深刻な影響を考慮し、児童虐待対策との緊密な連携を図ります。
- (4) 関係機関のネットワーク：警察、保健、医療、福祉、民間団体等との迅速な連携体制を維持します。

【DV対策計画の体系】

大町町におけるDV対策の整備推進

1. 男女の人権を守る体制づくり
2. 被害者に寄り添い、安心して相談できる体制づくり
3. 安心・安全な保護を受けられる体制づくり
4. 被害者の自立を支える体制づくり

1. 男女の人権を守る体制づくり

【施策】

①DV防止の啓発と人権尊重の推進

性別を問わず、いかなる暴力も人権侵害であるという意識を啓発します。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的暴力やデジタル機器を用いた執拗な監視も対象であることを周知します。

②ハラスメント防止の推進

職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメントや、SNS等を通じたハラスメントの防止啓発を推進します。

③若い世代に対するDV防止教育の推進

将来の被害者や加害者の発生を防止するため、若い世代にDV防止のための教育を推進します。

④児童虐待防止とDV対策の連動

(1) 子どもの権利と健やかな成長の保障

こども家庭庁の指針に基づき、子どもを権利の主体として尊重し、DVが子どもの心身に与える悪影響（面前DV等）への理解を深める啓発を促進します。

(2) 地域で見守る体制づくりの推進

乳幼児健診等の中で、子育ての不安や子育てに困難を抱く親の発見に努め、学校・保育所・児童相談所との連携を強化し、相談を受け止め対応することによって虐待の防止を図ります。

2. 被害者に寄り添い、安心して相談できる体制づくり

【施策】

①被害者の相談窓口の設置

被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できる体制を整備した相談窓口の設置に努めるとともに、継続した支援に努めます。また、町が設置する適切な施設を活用した配偶者暴力相談支援センターの設置について、検討を図ります。

②庁舎内の連携

被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を拡げる職員研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」を活用することにより、情報の共有化や二次被害の防止に努めます。

③警察への通報体制の整備と情報管理

加害者の追跡から被害者を守るため、警察との即時通報体制を再点検します。また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を図ります。

④苦情処理・フィードバック体制の維持

支援に係る職員の職務執行に関して苦情があった場合は、真摯に受け止め、迅速に調査・改善を行います。その結果については可能な限り申出人に説明し、支援の質の向上に繋がめます。

⑤多様な媒体による広報と相談の周知

町の広報紙に加え、ホームページやSNS、公共施設のトイレへのカード設置など、被害者が加害者に知られず情報にアクセスできる多様な広報活動を展開します。

3. 安心・安全な保護を受けられる体制づくり

【施策】

①DV被害の通報体制の整備

DV被害を発見しやすい立場にある介護支援員、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や県の配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。

(被害者の保護と安全な避難のための関係機関の連携強化)

②一時的な避難場所の確保

被害者やその家族、支援者からの通報があった場合、警察、医療機関その他関係機関と連携を図り、被害者が安全に避難できるよう支援する体制づくりに努めます。また、被害者の一時保護が決定した場合には、一時保護所までの同行支援ができるよう体制の整備を図ります。

保護された被害者が、医療機関で受診する場合には、加害者に発見されないよう診察時間や待合場所などに配慮するよう医療機関に働きかけます。また、自ら医療機関を受診した被害者に、配偶者暴力相談支援センター等の情報を伝え、必要により一時保護など、円滑な支援を行うよう医療機関等への協力を求めます。

4. 被害者の自立を支える体制づくり

【施 策】

①被害者の自立を支援する環境整備（生活支援）

生活保護の適用、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度など被害者にとって利用可能な福祉制度等についての情報を提供し、自立を支援します。

また、町営住宅へのDV被害者の優先入居の検討を進めていきます。

②自立のための心とからだのケアの充実

心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、継続した相談、町、保健福祉事務所及び児童相談所等の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。

③被害者が同伴する子どもへの支援体制の整備

(1) 妊産婦や乳幼児への支援体制の整備

妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。

(2) 子どもの就学・保育等の受入体制の整備

転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。

また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。

(3) 保護命令（接近禁止命令等）への対応

改正法による保護命令の対象拡大（子や親族への接近禁止命令等）に基づき、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。

第3次大町町男女共同参画計画

令和8年3月

発行 佐賀県 大町町
〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地
TEL:0952-82-3111(代表) FAX:0952-82-3117